

定 例 会 議 の 開 催 状 況

第 1 開催日時

令和 6 年 12 月 19 日（木） 午後 0 時 50 分～午後 6 時

第 2 開催場所

公安委員会室

第 3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、情報通信部長、地域監、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第 4 委員説示

委員から、「今月に入り、残念ながら交通死亡事故が立て続けに発生している。それを受けて、県警察は街頭活動など県民に警察官の姿を見せる活動を強化するなどの緊急対策に取り組んでいるとのことであるが、ぜひ、交通事故の抑止につなげていただけたらと思う。今年を振り返ると、元日の能登半島地震から始まり、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺被害の増加、衆議院議員総選挙に伴う選挙違反取締りや要人警護等、県警察として様々な課題に直面したと思うが、それぞれの事象に真摯に向き合い結果を残していただいたと思っている。今年も残りわずかとなったが、最後まで気を抜くことなく、引き続き、しっかりと職務に当たっていただきたい」旨の発言があった。

第 5 議題事項

道路交通法施行細則及び香川県警察組織規則の一部改正について

県警察から、善通寺運転免許更新センターの即日交付等の開始に伴い、道路交通法施行細則及び香川県警察組織規則の一部改正を行う旨の説明があり、審議の上了承した。

委員から、「善通寺運転免許更新センターでの運転免許証の即日交付は、県民の利便性も良くなることから、しっかりと準備を進めていただ

きたい」旨の発言があった。

第6 報告事項

- 1 令和6年11月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について
県警察から、令和6年11月中の苦情申出の受理・処理状況等について報告があった。

委員から、「応援メッセージを見ると、民間業者が依頼に応じてくれない場合でも警察は通報が入れば対応しており、本当に警察の存在は大きいし、県民にとってありがたい存在だと思った」、「苦情申出者によっては、口頭での説明による回答に理解してもらえず文書での結果報告を求める方もいる。事案ごとに苦情処理結果の通知方法は検討する必要があると感じた」、「県警察の苦情件数は増えてはいるが、適切かつスピーディーな対応が出来ていると思う。それと、管区機動隊による特別派遣中の沿道警戒に関する応援メッセージだが、沿道に集まった市民を上手く盛り上げるなど楽しませつつ、本来の任務も成し遂げることで、市民の警察に対するイメージも変わると感じた」旨の発言があり、県警察から、「県警察に対する苦情の件数が増えているが、苦情の内容は様々であり、苦情の件数が直ちに現場の対応のまずさを示すものではないと考えている。引き続き、苦情の受け渋りを排除した上で、個々の事案の職務執行の適否を冷静に判断した上で、県警察に非があれば適切にお詫びをし、また、非が無ければその旨をお伝えするなど、適切な苦情対応に努めていく」旨の説明があった。

- 2 「110番の日」における広報啓発活動について

県警察から、1月10日（金）の「110番の日」に、本県出身のプロ野球選手浅野翔吾氏を一日通信指令長に委嘱し、110番通報の適切な利用を呼び掛ける広報啓発活動を実施する旨の報告があった。

委員から、「子供から大人まで誰もが知っている地元香川県のスター選手の協力を得て、110番通報の適切な利用を呼び掛ける広報活動が出来ることは大変ありがたいことである。110番通報の中には、まだまだ不急の案件も多いので、この機会に、＃9110の利用促進についても、広く県民に伝えていただきたい」旨の発言があった。

- 3 集会、集団行進及び集団示威運動の許可概要について

県警察から、令和6年11月中に許可した集団示威運動は1件であった旨の報告があった。

第7 決裁

- 1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について
(令和6年11月14日開催分)
- 2 苦情受理報告について
- 3 苦情処理結果報告について

第8 その他

- 1 さぬき警察署協議会への陪席について

委員から、令和6年12月10日開催の令和6年度第3回さぬき警察署協議会に陪席した所感として、「これまでの警察署協議会では、一通り警察署側の説明を聞いた後に委員から質問等がなされていたが、今回の協議会では、警察署側から説明を行ったトピック毎に協議会委員が自由に発言を行うというやり方を取り入れたところ、凄く活発な意見が飛び出していた。協議会委員にとって、気になったこと、知りたいこと、疑問点等を直ぐに質問して確認が取れる環境が整ったことで、地域住民の意見、要望、考えを的確に警察署に届ける本来の警察署協議会になっていたのではないかと感じた」旨の発言があった。

- 2 高松北警察署協議会への陪席について

委員から、令和6年12月12日開催の令和6年度第3回高松北警察署協議会に陪席した所感として、「県政モニターアンケート「治安に対する意識調査」を警察署協議会委員に行ってもらい、その結果について協議会の中で紹介していたが、やはり協議会委員は警察活動に関心を持たれていることが良く分かる結果が出ており、改めて、平素から協議会委員は県警察の取組等を気にかけてくれていることが分かった。また、高松北警察署協議会は委員の人数も多いが、各委員が活発に発言しており、協議会全体の雰囲気非常に良い印象を受けた」旨の発言があった。

- 3 東かがわ警察署協議会への陪席について

委員から、令和6年12月13日開催の令和6年度第3回東かがわ警察署協議会に陪席した所感として、「東かがわ警察署では、小・中・高校生に対する交通安全教室や防犯教室に力を入れているようで、日頃の警察署の取組に対して、協議会の中で、各委員から謝意が述べられていた。警察署側の説明の中で1点気になったことは、交通事故の発生件数が増加していることである。東かがわ警察署管内では、交通死亡事故ゼロの日が続いているようであるが、交通事故の件数が増えてくると、相対的に交通死亡事故のリスクも上がると思うので、交通事故が増加している要因等を分析して、しっかりと対応を取っていただきたいとお願いした」

旨の発言があった。

4 年末年始を迎えるに当たって

県警察から、「この度の年末年始は、暦の巡り合わせで仕事納めから仕事始めまで休日が9日間ある。今年の元日に能登半島地震が発生したことなども踏まえて、年末年始の万一の有事の際の速報体制、招集体制については、各所属においてしっかりと確保することとしている。また、今年も残りわずかとなっているが、県警察職員に対しては、最後まで油断なく取り組むよう注意喚起を行っている」旨の報告があった。

5 令和7年度組織改正の概要について

県警察から、社会情勢の変化及びこれに伴う治安情勢等の変化に的確に対応し、警戒の空白を生じさせないための組織運営を推進するための組織改正の概要について報告があった。

6 G I Sを活用した交通事故分析等について

県警察から、交通事故の分析方法、それを受けた交通指導取締り場所の選定等について報告があった。

7 個人情報漏洩事故の発生について

県警察から、高松南警察署において、個人情報に記載された書類在中のファイルケースを紛失し、県民の方に拾得される事案が発生した旨の報告があった。

8 留置管理業務の取扱いについて

県警察から、要配慮個人情報を含む文書を第三者に誤交付した事案及び誤提示した事案を個人情報保護委員会に報告した旨の報告があった。

9 保護の取扱いについて

県警察から、保護の取扱いについて報告があった。

10 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

県警察から、11月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告があった。

11 令和7年度当初予算要求の概要について

県警察から、令和7年度警察費当初予算要求の概要について報告があった。

12 令和6年度警察官採用試験（高校卒業程度）の実施結果等について

県警察から、令和6年度警察官採用試験（高校卒業程度）は、111人が受験し、21人（男性警察官14人、女性警察官7人）が合格、競争倍

率は 5.3 倍であった旨の報告があった。

13 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情 2 件について、事実関係及び措置状況についてそれぞれ報告があり、審議の上、通知する内容等を決定した。

14 運転免許の取消し等の審議について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。

15 行政処分の状況について

県警察から、令和 6 年 11 月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。